

平成27年度 利用者負担額(月額)【1号認定】

(新制度に移行する幼稚園、認定こども園)

【単位:円】

| 階層区分 | | 教育標準時間(1号認定) | | |
|-------------|-----------|--------------|--------|--------|
| | | 第一子 | 第二子 | |
| 生活保護世帯 | A | 0 | 0 | |
| 市民税非課税世帯 | B | 0 | 0 | |
| 市民税所得割非課税世帯 | C | 920 | 0 | |
| 市民税所得割課税額 | 48,600未満 | D | 5,190 | 2,590 |
| | 51,500未満 | E | 8,780 | 4,390 |
| | 56,600未満 | F | 12,360 | 6,000 |
| | 77,101未満 | G | 13,980 | 6,000 |
| | 211,201未満 | H | 18,150 | 7,920 |
| | 285,301未満 | I | 23,330 | 10,500 |
| | 285,301以上 | J | 24,420 | 11,580 |

※年齢については、平成27年3月31日現在の満年齢により決定します。

※階層区分は、4月～8月は平成26年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は平成27年度の市民税額に基づく利用者負担額となります。

※階層区分認定の基礎となる課税額には、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除を適用しません。

※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者の課税額から決定する場合があります。

※年少から小学校3年生までの間に下記対象施設を利用している兄・姉がいる場合、そのうち最年長の子どもを第一子、2人目の子どもを第二子、3人目以降の子どもを第三子とします。なお、第三子の利用者負担額は無料となります。

【対象施設】小学校、認定こども園、幼稚園、保育所、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援 等

※必要書類の提出がない、市民税の申告がないなど、市民税の課税額が確認できない場合は、一旦、最高階層(J)にて利用者負担額を決定します。

※平成27年3月31日時点で幼稚園または認定こども園を利用しており、平成27年4月1日以降も引き続き同じ施設を利用する児童に関しては、制度変更による影響を軽減するため、当該児童が退所するまでの間、平成22年度税制改正による年少扶養控除等の廃止がなかったものとして課税額を計算し、階層区分を調整します。